その他投資	−9,104	7,783	−91,627
（証券貸借取引を除く）	（22,284）	（186）	（−75,108）
その他資本収支	539	1,486	−186
資本収支	901	8,968	−15,903
外貨準備増（−）減	416	2,700	3,625
誤差脱漏	3,056	−14,703	6,806

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

諮　事　項

工場財団

香川県観音寺市豊浜町和田浜1610番地２**第一衛材株式会社**の香川県三豊市山本町辻字西側1417番地第一衛材株式会社山本工場の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年３月26日　高松法務局観音寺支局

香川県観音寺市豊浜町和田浜1610番地２**第一衛材株式会社**の香川県観音寺市豊浜町和田浜1610番地２第一衛材株式会社豊浜工場の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年３月26日　高松法務局観音寺支局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　丸大証券株式会社
２．本店所在地　東京都中央区日本橋兜町９番15号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第168号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成24年３月13日
６．行政処分の内容　関東財務局長（金商）第168号の登録を取り消す。

平成24年３月26日

関東財務局長　居戸　利明

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　株式会社パラオサービス
２．代表者の氏名　代表取締役社長　佐貫　公一
３．住所　島根県出雲市今市町259―１
４．上記の者の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、平成24年５月25日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第９による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、次に掲げる財務局・財務事務所に提出されたい。

（提出先）
広島県広島市中区上八丁堀６―30
中国財務局理財部金融監督第三課
島根県松江市向島町134―10
中国財務局松江財務事務所理財課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成24年３月26日

中国財務局長　村中　健一

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成24年３月12日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成24年３月26日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

団体の名称　和歌山県社会保険労務士会
住所　和歌山県和歌山市北出島１丁目５番46号

邑智西部区域特定地域整備事業における余勢換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における余勢換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成24年３月26日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称
邑智西部区域特定地域整備事業における余勢換地区の換地計画書の写し
２　縦覧期間
平成24年３月27日から平成24年４月23日まで
３　縦覧場所
島根県邑智郡邑南町事務所

邑智西部区域特定地域整備事業における渡換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における渡換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項の規定において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成24年３月26日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称
邑智西部区域特定地域整備事業における渡換地区の換地計画書の写し
２　縦覧期間
平成24年３月27日から平成24年４月23日まで
３　縦覧場所
島根県江津市事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２００４号
山形市七日町３丁目１番16号
申立人　山形県農業信用基金協会
本籍山形県鶴岡市羽黒町川代字真木森208番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成23年２月２日、出生の場所山形県西田川郡大山町、出生年月日昭和25年８月22日、職業農業
被相続人　亡　原田仁太郎
事務所山形市七日町３丁目５番21号アンソレイエ・アビタシオン２階手塚孝樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　一馬

山形家庭裁判所鶴岡支部